

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨も関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨に関する事務
②事務の概要	<p>①予防接種法に基づき、対象者に定期または臨時的予防接種を実施するとともに、必要な措置を講じるための事務全般</p> <p>②母子保健法に基づき、妊産婦、乳幼児並びに父母に対し行う保健指導、健康診査、医療その他の必要な措置を実施するための事務全般</p> <p>③母子保健法に基づき、母子健康包括支援センターが事業を実施することに関する事務</p> <p>④健康増進法に基づき、生活習慣の改善に関する相談及び訪問指導、がん検診等健康診断の実施並びに保健指導、その他健康増進事業に必要な措置を実施するための事務全般</p> <p>⑤市で定めた要綱等により行う予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨に係る事務</p> <p>⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・母子保健に関する検診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び各法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に係る予診票の発行や接種歴の管理及び接種勧奨その他必要な措置に関する事務 ・妊産婦、乳幼児並びに父母の状況把握や保健指導、健康診査状況の管理、医療その他の必要な措置に関する事務 ・がん検診等、健康診断の実施に関する状況や結果、費用徴収等の管理、指導勧奨その他必要な措置に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム ワクチン接種記録システム(VRS) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、母子保健対象者ファイル、健診対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第14、70、111、126の項 第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	予防接種、母子保健、健康診断、保険指導勧奨 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 25、27、28、29、95、96、139の項 【情報提供の根拠】 25、26、80、95、139、153、154の項 ・新型インフルエンザ【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 153、154の項 新型インフルエンザ【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天童市健康福祉部健康課、同保険給付課
②所属長の役職名	健康課長 保険給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市総務部総務課 TEL 023-654-1111(内312)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒994-0047 山形県天童市駅西五丁目2番2号 天童市健康福祉部健康課 TEL 023-652-0884 〒994-8510天童市老野森一丁目1番1号 天童市健康福祉部保険給付課 TEL 023-654-1111(内線 754)
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えている。	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対してe-ラーニング等での研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	2-1-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-2-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月6日	1-1-②	略	母子保健法に基づき、母子健康包括支援センターが事業を実施することに関する事務を追加	事前	母子保健情報連携開始のため
令和2年1月6日	1-4-②	略	番号法別表六十九の二の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命	事前	母子保健情報連携開始のため
	1-1-②	略	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始
	1-3	略	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始
	1-4-②	略	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始
	1-1-②	略	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
	1-1-③	健康管理システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)	健康管理システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	事後	
	1-3	略	・番号法第十九条第十五号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ	事後	
	1-5-①	天童市健康福祉部健康課、同保険給付課	天童市健康福祉部健康課、同保険給付課、同新型コロナウイルスワクチン接種対策室	事後	
	1-5-②	健康課長 阿彦 里美 保険給付課長 武田 芳仁	健康課長 保険給付課長	事後	
	1-8	〒994-0047 山形県天童市駅西五丁目2番2号 天童市健康福祉部健康課	〒994-0047 山形県天童市駅西五丁目2番2号 天童市健康福祉部健康課	事後	
	2-1-①	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
	2-2-①	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
	1-1-②		・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明	事後	
	1-3	・番号法第十九条第十五号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ	・番号法第十九条第十六号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ	事後	
	1-4	・番号法第十九条第七号、別表第二の十六の二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の	・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の	事後	
	1-5	・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の	・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の	事後	
令和5年2月1日	1-1-②		・母子保健に関する申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領	事後	
令和5年2月1日	1-1-③	健康管理システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ	健康管理システム 団体内統合宛名システム	事後	
令和7年1月17日	I-3	・番号法第九号及び別表第一の千、四千九、七十六の項及び九十三の二 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十条、第四十条、第五十四条及び第六十七の二 ・番号法第十九条第十六号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第十九条第六号(委託先への提供) ・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の二、六十九の二、七十及び百二の二項、百十五の二の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十三条、第三十条第七号、第三十八条の三、第三十九条及び百二の二項、百十五の二の項	・番号法第九号第1項 別表14、70、111、126の項 第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2		
令和7年1月17日	I-4-②	新型インフルエンザ【情報提供】 ・(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の15の2の項) 新型インフルエンザ【情報照会】 (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の15の2の項)	予防接種、母子保健、健康診断、保険指導勸奨 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 25、27、28、29、95、96、139の項 【情報提供の根拠】 25、26、80、95、139、153、154の項 ・新型インフルエンザ【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 153、154の項		
令和7年1月1日	II-1-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月1日	II-2-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月17日	IV-11		9) 従業者に対する教育・啓発十分である 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対してe-ラーニング等での研修を実施している。		様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	IV-8	-	2) 十分である 複数人での確認を行うようにしており、人為ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。		様式の改正に伴うもの